

## 富山県トライアル発注商品認定マーク使用要綱

### 第1 (目的)

この要綱は、新商品による新事業分野開拓事業者認定事業実施要綱（以下「認定事業実施要綱」という。）に基づき認定された事業者が生産する新商品（以下「トライアル発注商品」という。）の販路開拓を、ブランドマークを用いることにより積極的に支援し、もって新産業の育成を図ることを目的とする。

### 第2 (認定の表示)

- 1 認定事業実施要綱第5により認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、トライアル発注商品又はその包装もしくは容器に、富山県トライアル発注商品認定マーク（以下「認定マーク」という。）（様式第1号）を表示することができる。
- 2 認定マークの表示は、シールの貼付又は印刷によるものとする。
- 3 認定マークの表示に要する経費は、認定事業者の負担とする。

### 第3 (認定マークの使用)

- 1 認定事業者は、4月1日から翌年の3月31日までの間における認定マークの使用実績を毎年4月末日までに知事に報告するものとする。ただし、認定を受けた最初の年度については、認定日から当該年度末の3月31日までの使用実績を報告するものとする。
- 2 前項の報告は、富山県トライアル発注商品認定マーク使用実績報告書（様式第2号）により行うものとする。

### 第4 (違反者に対する処置)

- 1 知事は、認定マークの使用が次のいずれかに該当するときは、その使用の禁止を指示するものとする。
  - (1) 認定を受けていない者が、認定マークを使用しているとき。
  - (2) 虚偽の申請に基づく認定事業者が、認定マークを使用しているとき。
  - (3) 認定事業者が、トライアル発注商品以外の商品に認定マークを使用しているとき。
  - (4) トライアル発注商品が他の知的所有権を侵害しているものと認められるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、認定マークを表示した商品が、認定時の基準を著しく逸脱しているものと知事が認めるとき。

### 第5 (その他)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

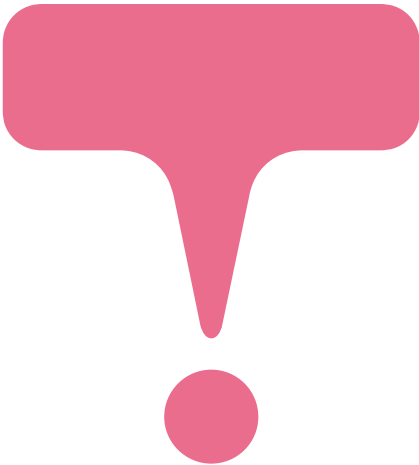

### 附 則

この要綱は、平成21年7月31日から施行する。

様式第1号（第2関係）

## 富山県トライアル発注商品認定マーク

富山県トライアル発注商品認定マークは以下のとおりとする。

基本タイプ（カラー）	
(1)  <b>T R I A L O R D E R T O Y A M A</b>	(2)  <b>T R I A L O R D E R T O Y A M A</b>

マークの色	指定色(特色)	DIC284	※文字の色 BL100%
		PANTONE 198C	
	プロセス	M70%+Y20%	

### 富山県トライアル発注商品認定マークの規格

文字の配置は上に示した2種類とする。

大きさは自由。ただし、「TRIAL ORDER TOYAMA」の文字が判読可能なこと。

縦横比は一定とし、変形は拡大および縮小のみとする。

色彩は、基本タイプ（カラー）を原則とする。

ただし、トライアル発注商品又はその包装もしくは容器により、モノクロタイプおよび囲みタイプの使用を可能とする（黒以外の単色表現により表現しようとする場合は、予め商工労働部経営支援課に協議すること。）。

モノクロタイプ (黒1色 濃度: マーク 70%、文字 100%)

(1)



(2)

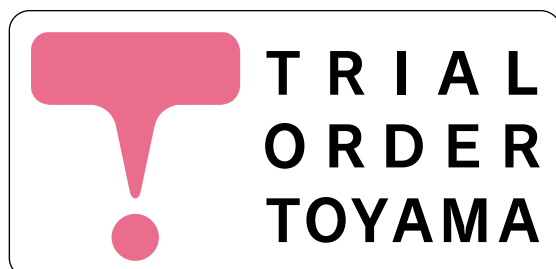


囲みタイプ (モノクロの場合は黒1色(濃度: マーク 70%、文字 100%))

(1)



(2)



様式第2号（第3関係）

## 富山県トライアル発注商品認定マーク使用実績報告書

令和 年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住 所 〒

TEL.

氏 名（法人にあってはその名称と代表者名）

印

富山県トライアル発注商品認定マーク使用要綱第3の規定に基づき、下記のとおり報告  
します。

記

1. 商 品 名 :

2. 年間使用マーク数 :

3. 販売価格（円） :

4. 年間販売数量 :



# TRIAL ORDER TOYAMA

富山県内の中小企業者が生産するアイデアあふれる新商品につけるブランドマークとして、TOYAMA（富山）およびTRIAL（トライアル）の頭文字である「T」と、感動や驚きを表す感嘆符「！」を合わせて表現しました。

マーク上部の「T」はふきだしにもなっており、また、下から上に広がっている様も表しており、県内から全国、世界へと商品が発信され、認知度アップにつながることをイメージしています。

マークの華やかなピンク色は、新規性のある個性的な商品が、世間に対してインパクトを与えていることを象徴しています。

お問い合わせ先

富山県商工労働部経営支援課

930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3248 FAX 076-444-4402

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1300/kj00002150.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00002150.html)